

令和元年度一般会計決算見込みの概要について

1 決算見込みのポイント

- 令和元年度一般会計の決算は、**歳入が**、前年度比 1.3%減（213 億円減）の **1 兆 6,783 億円**、**歳出が**、前年度比 2.6%減（431 億円減）の **1 兆 6,389 億円**となり、**実質収支は、約70億円の黒字**となりました。
- 前年度比で減となるのは、平成30年度に、旧企業土地管理局の残余資金489億円の繰入れ・積立てを行ったことで、平成30年度の決算額が大きくなったという特殊要因があるためであり、この影響を除くと、歳入は、前年度比1.7%増（276億円増）、歳出は、前年度比0.4%増（58億円増）となります。
- 歳入が1.7%増（特殊要因を除く）となった主な理由は、令和元年房総半島台風等による被害などに対し、**災害復興・地域再生基金を大幅に取り崩して対応**したためであり、一方、歳出がほぼ前年並みの0.4%増（特殊要因を除く）となったのは、台風等の被害が広範囲かつ甚大であり、**災害復旧事業をはじめとする多くの事業を、翌年度に繰り越して執行**することとしたためです。

〔令和元年度 一般会計決算収支の状況〕

（単位：百万円、%）

区 分	令和元年度 ①	平成30年度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳入総額 A	1,678,330	1,699,642 (1,650,742)	△21,312 (27,588)	△1.3 (1.7)
歳出総額 B	1,638,929	1,681,983 (1,633,083)	△43,054 (5,846)	△2.6 (0.4)
歳入歳出差引 C=A-B	39,401	17,659	21,742	
翌年度に繰り越すべき財源※1 D	32,450	9,751	22,699	
実質収支※2 C-D	6,951	7,908	△957	

・表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

・()内は、平成30年度の特異要因である、旧企業土地管理局の残余資金に係る歳入・歳出を控除したものです。

※1 翌年度に繰り越すべき財源

歳入のうち、翌年度に繰り越した事業の財源となるもの。

※2 実質収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額をいう。通常、「黒字団体」・「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字・赤字により判断する。

2 歳入決算

(単位：百万円)

区 分	令和元年度 A	平成30年度 B	比較 A-B=C	増減率 C/B	
① 県 税	812,113	825,121	△13,008	△1.6%	
う ち	個人県民税	265,001	264,872	129	0.1%
	法人二税	161,476	162,936	△1,460	△0.9%
	地方消費税	226,008	233,670	△7,662	△3.3%
	その他の税	159,628	163,643	△4,015	△2.5%
② 地方特例交付金	7,982	3,140	4,842	154.2%	
③ 地方交付税	189,296	179,698	9,598	5.3%	
う ち	普通交付税 〔下記の臨時財政対策債を 含む実質的な普通交付税〕	176,978 (276,683)	173,921 (288,435)	3,057 (△11,750)	1.8% (△4.1%)
	特別交付税	12,318	5,776	6,542	113.3%
④ 国庫支出金	153,321	152,527	794	0.5%	
⑤ 繰 入 金	25,575	63,156	△37,581	△59.5%	
諸 収 入	157,093	156,390	703	0.4%	
⑥ 県 債	182,025	174,630	7,395	4.2%	
う ち	建設地方債	71,730	60,116	11,614	19.3%
	臨時財政対策債※3	99,705	114,514	△14,809	△12.9%
	減収補てん債	10,590	-	10,590	皆増
そ の 他	150,925	144,980	5,945	4.1%	
う ち	地方法人特別譲与税※4	87,715	89,597	△1,882	△2.1%
	繰越金	17,659	13,400	4,259	31.8%
計	1,678,330	1,699,642	△21,312	△1.3%	

※ 3 臨時財政対策債

平成13年度から、地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債で、投資的経費以外にも一般財源として充てることができる。償還費については、全額が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置される。

※ 4 地方法人特別譲与税

地方税の都道府県ごとの偏在を是正するため、法人事業税の一部を国税化（地方法人特別税）したうえで、人口と従業員数を基準に都道府県に再配分（地方法人特別譲与税）されている。

《主な増減要因》

① 県 税

地方消費税が、景気後退に伴う国内消費の伸び悩みなどにより減収となったほか、法人二税や自動車関係税も、税制改正の影響などにより減収となったため、1.6%減の8,121億円となりました。

※ 消費税の税率引上げ（5%から8%（令和元年10月からは10%））による増収分（市町村交付金を除く489億円）については、全額を社会保障関係経費（一般財源ベース2,723億円）の財源に充てています。

② 地方特例交付金

令和元年10月に開始した幼児教育・保育無償化の財源として、「子ども・子育て支援臨時交付金」が国から交付されたことなどから、154.2%増の80億円となりました。

③ 地方交付税

臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税は、国が地方税収の伸びを大きく見込んでいたことから、4.1%減の2,767億円となりました。

なお、特別交付税については、令和元年房総半島台風等の被害からの復旧・復興経費に対する措置がなされたことから、113.3%増の123億円となりました。

④ 国庫支出金

成田国際空港警備隊の体制の見直しに伴い補助金が減となった一方、参議院議員選挙費委託金や、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する生活福祉資金などが増となったため、0.5%増の1,533億円となりました。

⑤ 繰入金

令和元年房総半島台風等による被害などに伴い、災害復興・地域再生基金繰入金や災害救助基金繰入金が増となった一方、旧企業土地管理局の残余資金の繰入れが減となったため、59.5%減の256億円となりました。

⑥ 県 債

臨時財政対策債が減少した一方、法人関係税の減収に伴い減収補てん債を発行したほか、道路事業や総合スポーツセンター野球場耐震・大規模改修事業などに活用したことなどから、4.2%増の1,820億円となりました。

3 歳出決算

(単位：百万円)

区 分		令和元年度 A	平成30年度 B	比 較 A-B=C	増減率 C/B
①	人 件 費	530,354	533,166	△2,812	△0.5%
②	扶 助 費※5	36,887	35,399	1,488	4.2%
③	公 債 費	211,750	207,726	4,024	1.9%
④	投 資 的 経 費	132,801	133,225	△424	△0.3%
うち	普 通 建 設 事 業	119,304	118,846	458	0.4%
	直 轄	12,456	12,549	△93	△0.7%
	災 害 復 旧	1,013	1,830	△817	△44.6%
⑤	補 助 費 等	479,067	467,657	11,410	2.4%
うち	税 関 係 交 付 金	141,808	148,914	△7,106	△4.8%
⑥	そ の 他	248,070	304,810	△56,740	△18.6%
うち	繰 出 金	42,502	42,120	382	0.9%
	積 立 金	8,318	72,379	△64,061	△88.5%
計		1,638,929	1,681,983	△43,054	△2.6%

※5 扶助費

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び、地方公共団体が単独で行っているこれに類する各種扶助の支出額のこと。

《主な増減要因》

① 人件費

給与改定に伴う増があったものの、空港警備隊の再編などの影響により、0.5%減の5,304億円となりました。

② 扶助費

児童保護措置費や難病医療費助成事業、自立支援医療事業などが増となったことから、4.2%増の369億円となりました。

③ 公債費

普通交付税の振替である臨時財政対策債の残高の増により、これに係る元利償還金が増加したことなどから、1.9%増の2,117億円となりました。

④ 投資的経費

道路橋りょう事業や総合スポーツセンター整備事業などが増となりましたが、消防学校・防災研修センターの整備が完了したことなどから、前年並みの1,328億円となりました。

なお、令和元年房総半島台風等の被害からの復旧・復興事業については、大半を翌年度に繰り越したことから、令和元年度の災害復旧事業は少額となっています。

⑤ 補助費等

県税の減収に伴い税関係交付金が減となったものの、幼児教育・保育の無償化や高齢化の進展等に伴う社会保障関係経費が増加したことなどから、2.4%増の4,791億円となりました。

⑥ その他

旧企業土地管理局の残余資金や災害復興・地域再生基金に係る基金積立てが減となったことなどにより、18.6%減の2,481億円となりました。

※社会保障関係経費について

生活保護、児童・障害者福祉、医療、介護等に要する社会保障関係経費については、高齢化の進展等により、引き続き増加しています。

○社会保障関係経費（全体） 2,905億円（前年度比 +186億円 +6.8%）

（主なもの）

・介護給付費県負担金	596億円（前年度比 +25億円 +4.4%）
・後期高齢者医療給付費県負担金	490億円（前年度比 +29億円 +6.3%）
・自立支援給付費県負担金	217億円（前年度比 +17億円 +8.5%）
・施設型給付費（認定こども園、保育所等）	164億円（前年度比 +39億円 +31.2%）

4 令和元年房総半島台風等への対応

- 令和元年房総半島台風等の被害からの復旧・復興事業は、最終予算で、歳入・歳出とも、56,920 百万円となっていました。
- このうち、歳出については、令和元年度の執行見込額は7,918 百万円となり、大半（42,417 百万円）を翌年度以降へ繰り越すこととなりました。
- 一方、歳入については、令和元年度に 28,393 百万円を受け入れ、そのうち7,918 百万円を令和元年度の歳出の財源に充て、残りの 20,475 百万円は、翌年度以降に繰り越した歳出の財源となります。
- このほか、翌年度の歳入として受け入れる予定の 21,942 百万円についても、同様に、翌年度以降に繰り越した歳出の財源となります。

	歳出		歳入
・ 令和元年度最終予算額 ①	56,920 百万円		56,920 百万円
・ 執行見込額 ②	50,335 百万円		50,335 百万円
<div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> うち令和元年度分 うち翌年度繰越分 </div>	7,918 百万円	← 7,918	28,393 百万円
	42,417 百万円	← 20,475	21,942 百万円 (未収入特定財源)
・ 不用額 ①－②	6,585 百万円	← 21,942	6,585 百万円

5 今後に向けて

- 令和元年度は、70 億円の黒字となりましたが、今後については、新型コロナウイルス感染症拡大などに伴う影響により、県税の減収が懸念されます。さらに、財政調整基金などの活用可能な基金も少なくなっており、大変厳しい状況であると考えています。
- しかしながら、そのような状況であっても、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくための取組については、しっかりと進めていかなければなりません。
- このため、国に対し、必要な財源確保を強く要望するとともに、県としても、引き続き、執行段階での節減や既存事業の見直しの取組を徹底するほか、歳入確保の取組も進めてまいります。

<参考一覧>

(参考1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

(参考2) 県債残高の推移

(参考3) 普通会計の決算見込み

(参考4) 令和元年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

(参考1) 一般会計の目的別歳出決算の状況

○ 目的別歳出決算は、下記のとおりです。

(単位：百万円)

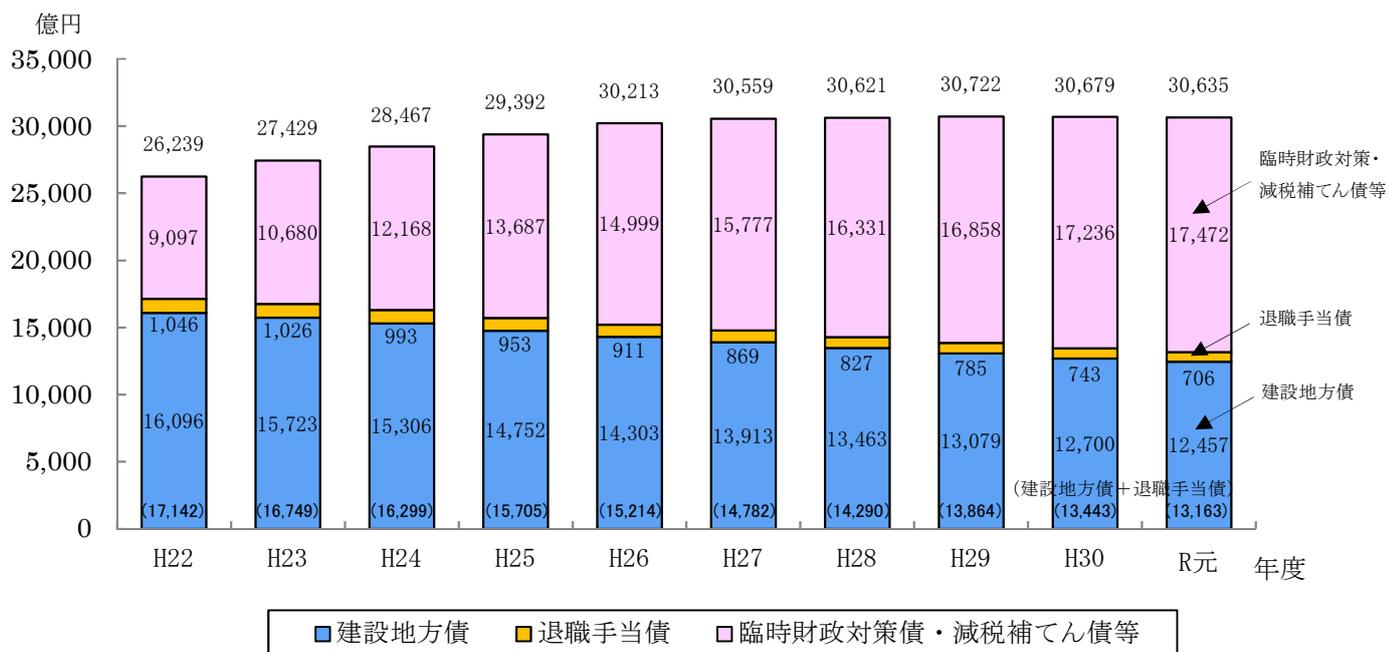
区 分	令和元年度		平成30年度		比較	備 考
	決算額 ①	構成比	決算額 ②	構成比	①-②	
総 務 費	116,644	7.1%	177,999	10.6%	△61,355	・社会資本整備等推進基金積立金 △319億円 ・災害復興・地域再生基金積立金 △187億円 ・県有施設長寿命化等推進基金積立金 △135億円
民 生 費	290,056	17.7%	271,118	16.1%	18,938	・施設型給付費 +40億円 ・介護給付費負担金 +25億円 ・後期高齢者医療給付費県負担金 +29億円
衛 生 費	59,365	3.6%	63,751	3.8%	△4,386	・東千葉メディカルセンター助成事業 △30億円 ・地域医療介護総合確保基金造成事業 △6億円
環 境 費	4,740	0.3%	4,651	0.3%	89	・野生鳥獣総合対策事業 +0.3億円 ・大気監視事業 +0.2億円
商工労働費	142,985	8.7%	141,519	8.4%	1,466	・中小企業振興資金事業 +7億円 ・千葉県宿泊支援事業 +4億円
農林水産業費	47,360	2.9%	44,527	2.7%	2,833	・農総研再編整備事業 +17億円 ・千葉県園芸産地パワーアップ事業 +3億円 ・拠点漁港整備事業 +9億円
土 木 費	108,330	6.6%	103,072	6.1%	5,258	・県単道路改良事業 +26億円 ・公共街路整備事業 +14億円 ・有料道路料金徴収期間満了に伴う補助金 +11億円
警 察 費	147,154	9.0%	148,096	8.8%	△942	・装備品購入費 △4億円 ・警察本部新庁舎建設等事業 (PFI事業) △5億円
教 育 費	374,553	22.9%	375,782	22.3%	△1,229	・教職員人件費 △38億円 ・高等学校施設整備事業 +14億円 ・総合スポーツセンター施設整備事業 +20億円
公 債 費	213,108	13.0%	208,904	12.4%	4,204	・満期一括分積立金及び利子 +14億円 ・定時償還分の元金及び利子 +27億円
災 害 復 旧 費	1,013	0.1%	1,830	0.1%	△817	・土木施設 △8億円
そ の 他	133,621	8.1%	140,734	8.4%	△7,113	・税関係交付金 △72億円
計	1,638,929	100%	1,681,983	100%	△43,054	

※6 目的別歳出

地方公共団体の経費を、その行政目的によって分類したもの。

(参考2) 県債残高の推移

- 県債残高（満期一括償還のための積立金を除いた実質残高）については、普通交付税の振替である臨時財政対策債等が前年度に比べ236億円、1.4%増加する一方で、建設地方債等が前年度に比べ280億円、2.1%減少したことにより、3兆635億円となり、前年度に比べ44億円、0.1%減少しました。



(単位：億円)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
建設地方債等①	17,142	16,749	16,299	15,705	15,214	14,782	14,290	13,864	13,443	13,163
建設地方債	16,096	15,723	15,306	14,752	14,303	13,913	13,463	13,079	12,700	12,457
退職手当債	1,046	1,026	993	953	911	869	827	785	743	706
臨時財政対策債等②	9,097	10,680	12,168	13,687	14,999	15,777	16,331	16,858	17,236	17,472
計(① + ②)	26,239	27,429	28,467	29,392	30,213	30,559	30,621	30,722	30,679	30,635
(参考) 満期一括償還のための積立金残高	2,442	2,818	3,166	3,342	3,526	3,722	4,125	4,619	5,074	5,339

(参考3) 普通会計の決算見込み

(1) 令和元年度 普通会計※7 決算収支の状況

(単位：百万円)

区 分	元年度 ①	30年度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳入総額A	1,709,086	1,721,995	△12,909	△0.7%
歳出総額B	1,655,111	1,698,568	△43,457	△2.6%
歳入歳出差引 C=A-B	53,975	23,427	30,548	
翌年度へ繰り越すべき財源D	37,088	13,597	23,491	
実質収支C-D	16,887	9,830	7,057	

- 一般会計に公営事業会計※8 以外の特別会計を加えた普通会計の決算は、歳入で前年度比 0.7%減の 1 兆 7,091 億円、歳出で前年度比 2.6%減の 1 兆 6,551 億円となり、実質収支は 169 億円の黒字となりました。

(2) 経常収支比率 ※9

区 分	元年度 ①	30年度 ②	比 較 ①－②
経常収支比率 (%)	97.0	95.8	1.2

- 経常収支比率は、社会保障関係経費の増等により経常経費が伸びたことで、前年度比で 1.2 ポイント上昇し 97.0%となりました。

※7 普通会計

一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を合わせた統計上の会計で、総務省が毎年度行う地方財政状況調査（決算統計）において、全国の自治体の財政状況を統一ルールに基づいて比較するため設けられたもの。千葉県の場合、一般会計と 15 の特別会計を合わせた全 16 会計からなる。

※8 公営事業会計

地方公共団体が行う公営企業会計、収益事業会計等の総称。千葉県の場合、公営企業会計 8 会計（上水道事業会計、病院事業会計等）及び国民健康保険事業会計がある。

※9 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(参考4) 令和元年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

1 健全化判断比率

いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率	元年度	30年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
3.75%	5.0%

- 一般会計等の実質収支が黒字のため、実質赤字比率は「該当なし」です。

連結実質赤字比率	元年度	30年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
8.75%	15.0%

- 公営企業会計を含むすべての会計の実質収支が黒字（公営企業会計においては資金不足なし）のため、連結実質赤字比率は「該当なし」です。

実質公債費比率	元年度	30年度
	8.9%	9.3%

早期健全化基準	財政再生基準
25.0%	35.0%

- 建設地方債等の残高の減少や近年の低金利により建設地方債等の元利償還金が減少したことなどから、前年度の9.3%から0.4ポイント改善し、8.9%となりました。

将来負担比率	元年度	30年度
	140.1%	142.1%

早期健全化基準	財政再生基準
400.0%	基準なし

- 建設地方債等の残高が減少したことや、職員の若返りに伴い退職手当支給予定額が減少したこと、充当可能な基金残高が増加したことなどにより、前年度の142.1%から2.0ポイント改善し、140.1%となりました。

2 各公営企業会計の資金不足比率 【経営健全化基準 20.0%】

資金不足が生じた公営企業会計はありません。

※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。

※財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定して、国の関与の下、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むこととなります。

<健全化判断比率等の算出式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等：一般会計及び公営事業を除く14の特別会計(県債管理事業、市町村振興資金等)
- ・実質赤字額：「歳入歳出差引額(形式収支)」から「翌年度に繰り越すべき財源」を控除した実質的な収支決算額(実質収支)が赤字の場合の当該赤字の額
- ・標準財政規模：普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：①+②の合計額
 - ①一般会計等及び公営事業(公営企業以外)に係る特別会計(国民健康保険事業)の実質赤字額
 - ②公営企業に係る特別会計(上水道事業、病院事業、造成土地管理事業などの8の特別会計)の資金不足額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金(特定財源控除後) + 準元利償還金) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3か年平均)

- ②地方債の元利償還金：一般会計等に係る公債費に充当した一般財源等の額
- ③準元利償還金：(ア)～(オ)の合計額
 - (ア)満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)等
 - (イ)公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金
 - (ウ)組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
[対象組合]北千葉広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団
 - (エ)公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出(PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
 - (オ)一時借入金の利子
- ④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：
地方交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

実質公債費比率の内訳

単位：億円				
構成要素	令和元年度	平成30年度	平成29年度	元年度と30年度の差引
分子 ①=②+③-④	800	824	835	△ 24
地方債の元利償還金(特定財源控除後) ②	729	715	736	14
準元利償還金 ③	1,465	1,502	1,464	△ 37
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	1,394	1,393	1,365	1
分母 ⑤=⑥-⑦	9,241	9,145	9,099	96
標準財政規模 ⑥	10,635	10,538	10,464	97
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	1,394	1,393	1,365	1
単年度の比率 ①/⑤	8.6	9.0	9.1	△ 0.4
実質公債費比率(平成29年度～令和元年度平均)	8.9			
【参考】平成28年度～30年度平均	9.3			

※単年度の実質公債費比率は小数第2位以下切り捨てて表記

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ②将来負担額:③～⑩の合計額
 ③一般会計等の年度末地方債現在高
 ④債務負担行為に基づく支出予定額(PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
 ⑤公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
 ⑥組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
 [対象組合]北千葉広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団
 ⑦退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)
 ⑧設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 [対象法人]千葉県道路公社、千葉県土地開発公社、千葉県信用保証協会、(公財)千葉県産業振興センター
 千葉県漁業協同組合連合会
 ⑨連結実質赤字額
 ⑩組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
 [対象組合]千葉県競馬組合、北千葉広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団
 ⑫充当可能基金額:地方債の償還額等(上記③～⑧)に充てることができる基金残高
 ⑬特定財源見込額:地方債の償還額等に充てることができる特定財源(公営住宅の使用料など)
 ⑭地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額:
 今後、地方交付税の基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

将来負担比率の内訳

単位:億円

構成要素	令和元年度	平成30年度	差引	備考
分子 ①=②-⑩	12,947	13,002	△ 55	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	40,460	40,466	△ 6	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	36,146	35,973	173	
うち臨時財政対策債以外の地方債現在高	17,791	18,048	△ 257	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	251	293	△ 42	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	466	442	24	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥				一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の負担見込額
退職手当支給予定額 ⑦	3,565	3,733	△ 168	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	32	25	7	公社、第三セクター等の負債、短期貸付金等に係る一般会計等の将来負担額
連結実質赤字額 ⑨				公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩				県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額
将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	27,513	27,464	49	
充当可能基金額 ⑫	7,611	7,517	94	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
特定財源見込額 ⑬	717	790	△ 73	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭	19,185	19,157	28	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
分母 ⑮=⑯-⑰	9,241	9,145	96	
標準財政規模 ⑯	10,635	10,538	97	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰	1,394	1,393	1	
将来負担比率(%) ①/⑮	140.1	142.1	△ 2.0	

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額:

[法適用企業]資金の不足額=(流動負債-流動資産)-解消可能資金不足額

[法非適用企業]資金の不足額=(歳入歳出差引額-翌年度に繰り越すべき財源)-解消可能資金不足額

・事業の規模:

[法適用企業]事業の規模=営業収益の額-受託工事収益の額

[法非適用企業]事業の規模=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

※法適用企業:地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業(上水道事業、病院事業、工業用水道事業、造成土地管理事業)

※法非適用企業:地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業(工業団地整備事業、流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業)

◎早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化計画を策定し、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。また、計画の実施状況によっては総務大臣から勧告を受けることになるなど、行財政運営に一定の制約がかかります。

◎財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、国の関与による確実な財政の再生を図るために財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むこととなります。

なお、「財政再生団体」は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起すことができません。